

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請窓口のチェックシート

Q 申請者は県内で何を行う予定ですか

処分のみを行う

収集運搬のみ、又は
処分と収集運搬を行う
(中核市内又は中核市間のみの場合)

収集運搬のみを行う
(中核市内及び中核市間のみの場合を除く)

処分と収集運搬を行う
(中核市内及び中核市間のみの場合を除く)

Q 処分を行う場所はどこですか

Q 収集運搬を行う申請者は県内に事務所等がありますか

Q 処分を行う場所はどこですか

県内（中核市を除く）

中核市

県内にない

県内にある

中核市

県内（中核市を除く）

地方振興局へ

中核市へ

中核市へ

産業廃棄物課へ

Q 中核市で積替え保管を行いますか

Q 収集運搬を行う申請者は
県内に事務所等がありますか

積替え保管を行う

積替え保管を行わない

県内にある

県内にない

中核市及び
地方振興局へ

地方振興局へ

処分⇒中核市へ
収集運搬
⇒産業廃棄物課へ

Q 中核市で積替え保管を行いますか

Q 中核市で積替え保管を行いますか

行う

行わない

行う

行わない

処分⇒中核市へ
収集運搬⇒中核市及び
地方振興局へ

処分⇒中核市へ
収集運搬
⇒地方振興局へ

処分⇒地方振興局へ
収集運搬⇒中核市及び
地方振興局へ

地方振興局へ

○ 窓口（各機関の管轄区域）

管轄区域	機関名	管轄区域	機関名
福島市 二本松市 伊達市 本宮市 伊達郡 安達郡	県北 地方振興局	南会津郡	南会津 地方振興局
郡山市 須賀川市 田村市 岩瀬郡 石川郡 田村郡	県中 地方振興局	相馬市 南相馬市 双葉郡 相馬郡	相双 地方振興局
白河市 西白河郡 東白川郡	県南 地方振興局	いわき市	いわき 地方振興局
会津若松市 喜多方市 耶麻郡 河沼郡 大沼郡	会津 地方振興局	中核市	福島市 郡山市 いわき市 県外
			福島市役所 郡山市役所 いわき市役所 県産業廃棄物課

※収集又は運搬を中核市内のみに于行う場合及び中核市内に当該申請に係る積替え保管施設又は処分施設がある場合は、各中核市の市長の認定が必要です。

※ 事務所等：本社、廃棄物に関する業務を行う事務所又は営業所等